

社会福祉法人 成光苑

〔法人理念〕

1. 個人の尊厳を旨として、その人にふさわしい最善のサービスの提供に努める。
2. 地域に開かれ、愛され、地域福祉の拠点となる施設経営を目指す。
3. 専門的知識、技術の研鑽に努め、誇れる施設を目指す。

〔サービス目標〕

オンリーワンとナンバーワンを目指す。

オンリーワンとはその施設にしかない特色の創造であり、ナンバーワンとは利用者の処遇の満足度を高めるため、常時積極的な取り組みをすることである。

〔老人施設 経営方針〕

1. 安らぎのある生活と環境を提供し、生きる喜びを創造する。
2. 介護機能の多様化を図り、ご利用者に対し、総合的なサービスの提供をする。
3. 地域の一員として、地域福祉の活性化に貢献し、超高齢社会のセーフティネットの機能を発揮する

〔愛育園 経営方針〕

1. 新しい時代に生きる力の基礎を培う。
2. 女性の社会参加の支援に貢献する。
3. 地域子育て支援を積極的に行い、子どもの成長を喜ぶ社会の実現に寄与する。

平成 29 年度 事業計画(案)

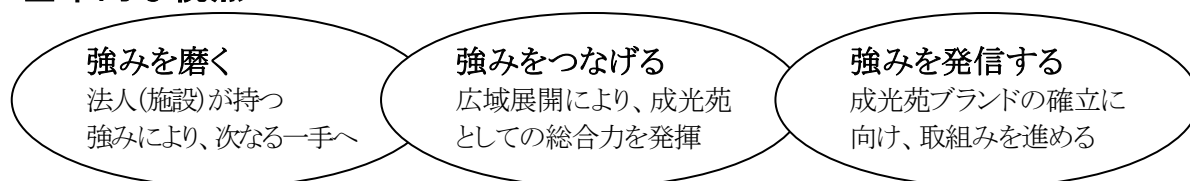
社会福祉法人の存在意義が不明確になりつつある中で、このたびの制度改革は、社会福祉法人が公益性の高い法人にふさわしい規律を確保するための改革であるとされている。社会福祉法人 成光苑では、改正社会福祉法に対応できる体制への移行と併せ、その役割と責務を果たすべく、効果的かつ適正・健全に法人運営を行うことにより、安定した経営を目指すとともに、公益性の確保と提供する福祉サービスの質の向上に努め、地域への貢献事業等に繋げていくこととする。

これらの事を念頭に置き、社会福祉法人 成光苑として、今後のさらなる成長をより確実なものとするため、成長戦略の基本的な考え方・視点に基づき、組織体制のあり方や事業展開等について、以下のとおり進めていくことで、10 年後も地域の人が一番頼りにできる社会資源になることを目指していく。

I. 基本的な考え方

1. すべての施設で共有を図るビジョンとして、2025年に成光苑が到達すべき将来像を目指す
2. 将来像の実現に向けて、積極的かつ重点的に取り組むべき課題に視点を置く
3. 中長期的視点に立ち、法人(各部門)の施策が達成すべき目標に対する成果を上げているか、進捗状況を確認しながら取り組みを進める

II. 基本的な視点



【基本的な取り組みの方向性】

1. 確実、効果的かつ適正な事業経営

- より多くのニーズに対応できる体制のもと、新たな事業展開にも対応できるよう各事業の経営状況を把握し、収支バランスを安定させ、継続的な事業運営を図る
- 社会福祉法改正に伴う体制整備として、利用者や地域の人々に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献できる法人の在り方を徹底する

2. 福祉サービスの向上に向けた活動

- 個々の利用者の心身状態に応じた最善のサービスを提供するとともに、常にサービスの質の向上を念頭に置いた体制の整備
- 変化するニーズ及びその人の可能性を伸ばすサービス展開
- 自己評価・外部評価を受審し、改善につなげる体制を構築する
- 研修・マニュアル等の内容を見直し、より専門性の高いサービスを展開する
- 防犯体制や非常災害時等、予測困難な事象にも対応できる組織体制を構築する

3. 人財確保と育成・定着

- 人財確保及び育成体制等の充実や労働環境の整備に関する総合的・中長期的な視点での活動の展開
- 人事管理や給与体系をはじめとする処遇改善に向けた体制を整備し、組織風土の改善のための活動を展開することにより人財の確保・定着につなげる
- 次世代を担う幹部職層の育成体制の構築
- 外国人労働者の確保及び育成体制を構築する

4. 法人の特性を踏まえた取り組み

- 各施設における地域貢献事業をより活性化させ、社会福祉法人としての使命を果たす

Ⅲ. 重点項目

1. 確実、効果的かつ適正な事業経営

- 経営状況の把握、分析体制の整備
- 適正な情報開示による経営の透明性の確保
- 地域の福祉ニーズに対応したサービス提供が可能となる事業展開
- 経営品質向上活動が展開できる組織体制の構築

2. 福祉サービスの向上に向けた活動

- 個別のニーズを把握し、対応できる体制の構築
- サービスの外部監査・内部監査の実施による評価・確認体制の整備
- 防犯体制や非常災害時等の対応や事業継続に係る計画の立案に向けた検討

3. 人財確保と育成・定着

- 人事・給与の見直し等による処遇改善に向けた検討
- 法人として求人活動内容全般を見直し、人財の確保につなげる
- 幹部職層の育成体制の強化
- キャリアパス・ステップアップを明確化できる研修及び組織体制の構築
- 高齢者部門における外国人労働者への受入・教育体制の構築

4. 法人の特性を踏まえた取り組み

- 社会福祉法人としての使命を果たすため、各施設における地域貢献事業をより活性化させ、公益的な活動のさらなる展開につなげる
- 地域の福祉ニーズ把握及びそれらのニーズへの対応

IV. 平成 29 年度 実践計画

1. 確実、効果的かつ適正な事業経営

〔全体〕

- 財務管理の体制強化
 - ・法人全体の事業の経営状況の把握及び財政基盤の安定を図るための経営分析
 - ・法定監査受審による、継続的な改善に伴う組織強化
 - ・監事監査を含む内部管理体制の見直し
- 人事・給与管理体制等の強化
 - ・各部門における人事・給与に関する情報の集約体制の再構築
 - ・高齢者部門施設長評価を全面的に改定し、新たな評価項目で運用開始(平成 29 年度施行)
- 業務の効率化に向けた体制の検討
 - ・各部門における ICT 化の推進に向けた検討
- 法人理念の周知の徹底(理念等を冊子化した「和顔愛語」の全職員への周知)
- 適正な情報開示
 - ・ホームページによる情報開示(現況報告書・総括表、法人全体の事業報告・事業計画、財産目録、監査報告書、予算書・決算書、地域貢献活動状況等の各種活動状況等)
 - ・法人広報誌「ききょう」の発行(年 3 回)による法人情報の公開(事業報告・事業計画、予算・決算、地域貢献活動状況等の各種活動状況、顧客満足度調査結果の公表)
 - ・第三者評価受審及び結果の開示(各施設のホームページ等から結果公表)
 - ・経営協 経営情報開示システムを利用し以下の事項について情報開示(法人概要、公益的取り組み等の実施状況、財務情報報告)
 - ・その他、各種行政等からの経営実態等のアンケート調査協力等
- 法人本部体制の強化
 - ・人員配置等の見直し

〔高齢者部門〕

- 日本経営品質賞の考え方に基づく経営品質向上活動の展開
 - ・アセスメント基準書の視点に基づき法人の現状(強み・弱みの抽出等)を取り纏めた平成 28 年度版の組織プロフィール等を高齢者部門の幹部職層に周知し、経営品質の向上を推進できる体制を構築する
 - ・達成目標の設定及び活動結果の効果測定項目の選定を行い、必要な情報を収集し、平成 29 年度版の組織プロフィールを作成する
- ISO9001 システムの適正な運用管理
 - ・平成 29 年 4 月より ISO9001:2015 規格へ移行
 - ・ISO9001 システムの運用管理の徹底及び更新審査受審(平成 29 年 5 月受審)
 - ・年度内に 2 回実施する内部監査にて運営状況の確認、平成 30 年度に移行審査受審に向けた体制整備を進める
- 老朽改築・新規事業展開等
 - ・岩戸ホーム 特別養護老人ホーム老朽改築(平成 29 年 6 月より一部ユニット型への移行)
 - ・入居者のニーズに応じた多様なサービスの提供として、総合施設である高槻けやきの郷に併設するサービス付高齢者向け住宅の開設(平成 30 年 2 月末完成予定)
 - ・舞鶴市内での新規特養の開設に向けた協議
- 介護予防・日常生活支援総合事業への移行等に伴う在宅サービスの在り方の見直し
 - ・各施設における新たなサービス提供の検討
 - ・法人内統一の契約書の策定

- 介護報酬の改定に伴う経営状況の把握、分析体制の整備
 - ・施設長会議における経営状況の共有
 - ・加算体制に係る情報共有、現状確認
- 介護システムの見直しによる業務の効率化
 - ・高齢者部門における介護システムの見直し、統一化

〔保育部門〕

- 子ども子育て新支援制度の導入に伴う体制(財務管理含む)整備の継続的な検討
 - ・保育システム(ICT)導入に伴う、保育業務の充実に寄与する有効な活用方法の検討
 - ・処遇改善加算含む各種加算の算出にあたる要検討の把握と整理
- ニーズに応じた保育サービス提供による確実な利用者の確保
 - ・延長保育事業、一時預かり事業、学童保育事業(自主事業)等の積極的な実施
 - ・日曜祝日保育事業(自主事業)の実施(第二:365日対応型/正雀:年末年始除く日祝日)
- 新規事業展開等
 - ・大阪市立東生野保育所の民間移管(平成29年4月1日より移管、東生野愛育園へ名称変更)

〔障がい部門〕

- 地域の福祉ニーズへの対応として、障がい福祉事業の拡大
 - ・生活介護・児童発達支援に加え、新たに放課後等デイサービス事業を開設(平成29年4月1日)し、切れ目のない多様なニーズに対応することで利用者の確保・安定した経営につなげる
- 法人内外の関連機関と連携の構築による利用者の確保及び多様なニーズに対応できる体制の整備

2. 福祉サービスの向上に向けた活動

〔全体〕

- サービスの外部監査・内部監査の実施による評価・確認体制の整備
 - ・実施状況や受審に向けた体制確認及び結果・改善計画等の情報整理及び検証
- 防犯体制や非常災害時等の対応や事業継続に係る計画の立案に向けた検討
 - ・各園・施設の現状に応じた体制を構築できるよう計画の策定状況等の確認を実施

〔高齢者部門〕

- リスク管理/事故予防体制の充実
 - ・不適合サービス(ヒューマンエラー)のうち、施設・部署ごとの重点改善項目の設定及び減少に向けた取り組みのための体制整備
 - ・ISO 事務局内での医療に関わるリスク管理・予防の検討及び医療職会議の実施
- サービスの外部監査・内部監査の実施による評価・確認体制の整備
 - ・全施設の第三者評価受審完了し、改善事項について体制整備を進める
 - ・ISO システムにおける内部監査の実施及び自主点検表による自己チェックの実施
- 顧客満足度調査の実施
 - ・各施設におけるサービスの質の向上を目的とした調査を実施、結果を分析し改善につなげる
- 高齢者虐待防止に関する体制の強化
 - ・高齢者部門全施設統一の虐待防止対応マニュアルの施行及び自己・他者チェックの実施
 - ・チェックの実施後の集計結果に基づく評価、改善策の立案等の体制整備(内部監査での確認等)
- 全施設における認知症ケアの充実のための体制整備
 - ・認知症ケア研究会の活動を各施設の活動につなげ、認知症ケアの専門性を高める

〔保育部門〕

- 幼保一体化に向けての保育・教育内容や行事のあり方の検証
 - ・保育部門統一のマニュアルの全面的な改定・施行
- 保育サービス等に関する自己評価・園評価の実施
 - ・保育部門統一の項目に基づき自己評価を実施し、サービスの質の向上と改善につなげる
 - ・自動集計ソフト使用し、自己評価の結果を園全体の評価へとつなげるため体制整備
- サービスの外部評価に向けた体制整備
 - ・全面改定されたマニュアルを用い、各園において第三者評価受審に向けた体制の整備
- リスク管理体制の整備
 - ・安全管理マニュアル、苦情・要望対応マニュアルの全面改訂
 - ・主任・主幹によるリスクマネジメントに関する検討会の実施
 - ・各園での安全計画の作成や日常点検及び危機管理に関する共通理解を深める機会の確保
- 食事の提供・食育の充実
 - ・給食担当者会議の開催による情報共有(献立、アレルギー児への対応、食育計画等)
 - ・各園において食育計画の振り返りや評価を適切に実施できる体制を整備
- 配慮が必要な子どもへの支援の充実
 - ・非常災害時においても、配慮が必要な子どもに支援ができる体制の整備
 - ・児童虐待防止に関する体制の強化として、各園での研修会の実施や関係機関との連携体制の構築及び人権保育のチェックリストの作成等

〔障がい部門〕

- 障がい特性に応じたサービスの提供
 - ・専門性の高い有資格者を配置し、医療的ケア等、個々のニーズに応じたサービス提供
- 各関連機関と連携したサービス提供
 - ・法人内各施設(介護・保育)及びその他外部関連機関と連携した総合的サービスの提供

3. 人財確保と育成・定着

〔全体〕

- 人財確保に有効なホームページ・ネット・パンフレット等を活用した求人活動
 - ・各園・施設及び法人のホームページ内の採用情報をはじめとする掲載内容の見直し
 - ・各園・施設のホームページの管理体制の見直し、定期的な更新を行える体制づくり
 - ・その他求人に関わるツール、求職者への情報提供内容の見直し
- 優秀な実習生等を雇用へとつなげる取り組み
 - ・実習生に対するアンケート調査の実施(採用へつなげるための情報収集及び実習の満足度調査)
- 各種関係機関との関係構築
 - ・関係構築を目的とした学校訪問
 - ・学内フェアも含めた各種就職フェアへの参加
 - ・施設見学の積極的な受入及びその後の細やかなフォロー体制の構築
- 法人理念・経営方針・大切にしたい思い・求めるスタッフ像(「和顔愛語」)の全スタッフへの周知のための体制整備
- 研修体制の見直し及び幹部職層の育成体制の強化
 - ・神戸大学名誉教授による研修・研究・人財確保に関する助言に基づいた体制の見直しの検討
 - ・各部門における幹部職層の育成を目的とした研修会の企画

〔高齢者部門〕

- 人財確保プロジェクトによる人財確保体制の整備
 - ・実習生の受け入れマニュアルの運用等による体制と実習指導担当者のスキルアップ
 - ・人財確保マニュアルの検証
 - ・インターンシップの積極的な受入と就活プランの提案
 - ・介護福祉士等養成校との連携強化及び当該学生への魅力発信を目的とし、Iターン・Uターン希望者のインターンシップの受入体制を強化(主に京都の施設が対象)
 - ・高卒者の積極的な採用
 - ・きょうと福祉人材育成認証制度を活用した人材確保の推進
 - ・介護初任者研修・実務者研修等の開講(大阪・京都)による介護人材の確保
- 人財育成プロジェクトによる研修体制の構築
 - ・研修・育成体制に関する中長期計画を立案し、長期的な視点での活動につなげる
 - ・プロジェクト会議(定期及び必要時)における各種研修会の企画・調整
 - ・介護の原点に立ち返り、ご利用者の尊厳保持、コンプライアンス、福祉倫理観の共有を重点ポイントとした研修内容への見直し
 - ・研修実施後には理解度調査を実施し、成長度評価に基づき、効果確認を行う。
- チューター制度の運用及び「新人職員研修プログラム」の活用による新人指導體制の充実
- 人事考課システムと連動した階層別研修を実施
 - ・新人基礎研修…新人として身につけておくべき基礎をⅠ(法人研修)・Ⅱ(地域別研修)・Ⅲ(施設内研修)の3段階に区分して実施
 - ・チューター研修…養成研修・ステップアップ研修の2段階に区分して実施
 - ・専門分野別研修会…各階層に求められるスキルの習得を図るため現行の人事考課における要求事項を踏まえ、インバスケットの手法を用いて階層別ごとに実施。

<高齢者部門 法人全体研修>

研修名	対象者 期間	内容
新人基礎研修	入職1年未満の新人職員 ※Ⅰ:①主に新卒者:4/1・4/2②中途採用者対象:10月頃実施 ※Ⅱ:年3・4回地域別 ※Ⅲ:各施設で設定	・基礎研修Ⅰ:求められる人財像、ビジネススキルの基礎、マナー、法人の各種取り組みへの理解等 ・基礎研修Ⅱ:法人の仕組み、活動の基礎、人権擁護、リスクマネジメント等 ・基礎研修Ⅲ:各施設内組織図と役割、ルール、備品や機器の使い方、手順等の説明
新人ステップアップ研修	基礎研修を受講した者	・1年間の振り返りと2年目へのステップアップ
チューター養成研修	新人スタッフを主に育成・サポート・評価する者	・新人職員を指導するための教授法 ・部下指導のためのコミュニケーションスキル ・新人職員研修プログラムの使い方等
チューターステップアップ研修	OJTに関わり6か月過ぎたチューター(1日)	・チューターとしての課題抽出とステップアップ ・モチベーションアップのための講義
専門分野別研修 (階層別研修:3段階区分)	・1～3 等級 ・4～6 等級 ・M1～M3 等級	・3段階の階層に区分し、インバケットの手法を用いて各等級に求められている知識等の習得 ・仕事の優先順位を考え状況対応能力の向上

○認知症ケア研修の更なる充実

- ・認知症行動心理症状別の対応に関する研究(大阪大学における研究への協力含む)を実施し、年度内に 冊子化し共有を図る
- ・より多くのスタッフが受講し認知症ケアのスキルアップが図れるよう年2回地域別研修として認知症基礎研修を実施する

○他法人との連携を強化した研究発表会(第13回)の開催

- ・5法人以上が参加し、相互に研鑽できる内容の研究を発表する機会を確保する
- ・各施設からの代表者を選出したメンバーで構成する研究発表会実行委員会を設置

○幹部研修の実施等、幹部職層の育成体制の整備

- ・M 等級を対象とした専門分野別研修(上表参照)の実施により、戦略立案を課題としマネジメント級のスタッフとしての意識とさらなる知識の向上を図る
- ・経営品質プロジェクトを通して、次世代を担う幹部職層の育成を図るとともに、経営品質向上活動について幹部職層を対象に周知を目的とした研修会を実施する

○処遇・労働環境の改善(継続的な見直し)

- ・準正規職員(アソシエイト職員)を無期契約職員へ移行
- ・給与規程(一時手当・夜勤手当の増額、住宅手当支給対象者の拡大等、手当等の見直し)及び就業規則等の見直し
- ・ストレスチェックの実施等、メンタルヘルスに関する体制整備
- ・職員に対する意識調査等の実施による現状把握及び改善計画の立案

○人事管理体制の見直し等による人財の定着につながる体制整備

- ・各施設における人事・給与に関する情報の整理

○高齢者部門における職員の意識調査等の結果に基づく、改善計画の策定及び実践

- ・平成28年度改善計画の振り返り、評価に基づいた実践の展開

○外国人労働者への受入・教育体制の整備

- ・各受入施設において担当者を配置し、留学生(アルバイト)及び介護技能実習制度を利用したベトナム人の受入に向けた体制整備
- ・日本語教育等も含めた法人全体としての研修体制(グローバル研修)の充実を図る
- ・留学生については、養成校の関係者とも連携し、育成体制の整備を図る

【保育部門】

○法人全体研修体制の強化及び整備

- ・キャリアパスをイメージした研修体制を構築(新人、中堅、管理者(主任/主幹、園長)に区分)

< 保育部門 法人全体研修・各種検討会等 >

研修名	対象者・回数	内容
7ヶ園合同研修会	全スタッフ・年1回 (新規採用者含む)	年度ごとにテーマを設定し、外部講師による講義等も含め、全園保育スタッフ及び新規採用者が参加する研修会の実施
保育基礎研修 ※内部講師	新人～5年目以内の者・年1回(年度途中でフォロー)	各園の主任・主幹が講師となり、①心得・マナー、②平常保育、③記録等の3つのテーマを設定した研修会の実施
立腰・漢字教育・百珠算盤等に関する研修 ※外部講師	①新規採用者・年1回 ②中堅・年1回	立腰・漢字・百珠算盤等を導入するにあたり、スタッフの指導力の向上を目的とする(基礎編とステップアップを目的とした内容とに区分して実施)
スミシング研修 ※外部講師	新人及び2～3年目の者 年1回	実技等を通して、初級レベルの指導方法や安全基準について学ぶ
リズム研修 ※内部講師	①新人及び乳児担当者 ②幼児担当者	子どもへのリズム指導のスキルアップを目的として実施(実施回数未定)
コミュニケーション研修 ※外部講師	中堅・年1回	部下指導を目的としたコミュニケーションの手法等について学ぶ
障がい児研修 ※外部講師	中堅・担当者等・年1回	障がい児保育の充実に向けた専門的知識・対応方法等の獲得
公開保育	担当園が開催・年1回	法人内の担当園が主催し、保育の見学及び情報交換を実施。自園の保育を見直す機会とする
子育て支援対策委員会	各園子育て支援担当者・年6回	地域子育て支援事業の充実のため情報共有、協働活動を実施。地域の子育て中の家庭に対する情報発信のための通信の発行
給食担当者会議	給食担当者・年4回	子どもへの食事の提供の充実のため献立の共有等の機会を確保するとともに、給食担当者の衛生管理体制の確認及び業務の効率化の検討等を行う
主任・主幹会議	主任保育士/主幹保育教諭・年6回程度	保育部門の育成体制の構築に係る事項や各園の安全計画や事故報告の共有等、リスクマネジメント体制の整備に向けての検討を進める
園長検討会	全園長・年3回程度	各園での課題等を抽出し、管理者として情報共有を図り、改善に向けた検討を行う
園長会	全園長・年6回(偶数月)	内部コミュニケーションの強化及び保育サービスの質の向上を図る

○自己評価に基づいた育成体制の検討

- ・定期的に自己評価を実施することで自身の保育を振り返り、育成体制の改善につなげる

○処遇・労働環境の改善

- ・業務管理システム(ICT化)の導入に伴う、事務量の軽減(登降園の管理等)
- ・安全衛生推進者の配置による労働環境等の改善
- ・キャリアパスを踏まえた給与規程(処遇改善手当、役職手当の増額等)の見直しによる保育士等の処遇の向上
- ・保育提供時間に適した勤務形態等の見直しの検討

○幹部職層を中心とした研修の実施等、育成体制の整備

- ・園長、主任・主幹をはじめとする幹部職層を対象とした会議・研修会の開催等

【障がい部門】

○人事考課システムと連動した階層別研修を実施(※高齢者部門に準じた体制に基づき実施)

○処遇・労働環境の改善(※高齢者部門に準じた体制に基づき実施)

○障がい特性に応じた個別プランの充実に向けた体制構築

- ・障がい部門での研修・委員会等の実施(児童に関しては、必要に応じ保育部門の研修会に参画)

4. 法人の特性を踏まえた取り組み

〔全体〕

○地域の福祉ニーズへの対応

- ・全園・全施設における地域公益活動の充実、更なる展開（※詳細は各施設の事業計画参照）
- ・地域貢献事業推進担当者の設置等の体制整備による内容の充実化
- ・生活困窮者への支援体制の整備及び基金への拠出

（大阪:「大阪しあわせネットワーク」/京都:京都地域福祉創生事業「わかプロジェクト」への参画）

- ・災害発生時への支援体制の整備として、福祉避難所としての備蓄、スタッフの派遣・義援金の寄付等の活動を推進する
- ・各施設における総合相談窓口設置について地域等への周知方法の再検討

〔高齢者部門〕

○地域の福祉ニーズへの対応

- ・高齢者部門全施設における相談窓口設置による地域ニーズの把握
- ・民生委員等へのアンケート調査結果に基づく地域ニーズへの対応

○生活困窮者自立支援法に基づく各施設での支援体制の整備等（中間的就労等の受入等）

〔保育部門〕

○地域子育て支援に関する事業の充実（※詳細は、各園の事業計画参照）

- ・法人内全園における地域子育て支援拠点事業の実施（一部、自主事業として実施）
- ・全園の担当者が参画する地域子育て支援対策委員会の定期開催
- ・子育て中の家庭及び妊婦に対する情報発信の強化（法人で独自に作成した健康、あそび、絵本等に関するハンドブック等の無料配布）

○地域の福祉ニーズへの対応

- ・全園にスマイルサポーター（地域貢献支援員）を複数名配置した育児相談窓口の設置
- ・認定こども園における利用者支援事業の充実（保護者の要望に応じられるよう随時対応が可能な体制を構築）
- ・訪問型支援等、子育て支援事業の充実に向けた体制整備

〔障がい部門〕

○地域における療育等を必要とする家庭への支援体制の構築